

2025年度（令和7年度）第2回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2025年度（令和7年度）第2回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2025年（令和7年）12月23日（火）16時30分～17時15分

福山市役所議会棟4階 理事者控室

3 出席者

委 員	梅國委員長、堂前委員、倉田委員、掛谷委員、佐藤委員（計5名）
関係局部課長	(市長部局) 建設管理部長、農林土木担当部長、建築部長、建設政策課契約担当課長、農林整備課長、営繕課長、北部支所長、北部建設産業課長
	(上下水道局) 経営管理部長、工務部長、施設部長、管財契約課長、管路整備課長、水づくり課長

4 会議の概要

(1) 抽出案件の審議

抽出案件の審議に際し、2025年度（令和7年度）10月末までの契約状況について、建設政策課契約担当課長から次のとおり説明を行った。

「2025年度（令和7年度）の福山市発注分の入札件数は400件で、落札率は89.79%、上下水道局発注分の入札件数は129件で、落札率は87.15%であり、前年度と比較して、福山市発注分の落札率が0.47ポイント低下し、上下水道局発注分の落札率が2.3ポイント低下している。落札率の低下の要因としては、予定価格が1億5千万円を超える大型案件の落札率が低下したことによるものであると考えられる。」

続いて、2025年（令和7年）4月1日から2025年（令和7年）9月30日までの間に開札を行った工事を対象に、担当の委員が事前に抽出した案件（①～⑤）について審議を行った。

- ① 道路改良工事（上有地福田幹線・7-1）【総合評価方式】
- ② 福山市立誠之中学校南棟校舎外壁塗装改修工事
- ③ 急傾斜地崩壊対策工事（引野町地区）
- ④ 配水管布設工事（工水配改7-2）【総合評価方式】
- ⑤ 大山ポンプ場No.1ポンプ設備軸継手修繕工事

○抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について、まず案件の抽出を担当した委員が選定理由を説明した後、関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し、各委員からの質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次のとおりである。

抽出案件① 道路改良工事（上有地福田幹線・7-1）【総合評価方式】	
Q 1	<p>① 当該工事を総合評価方式とした理由</p> <p>② 番号102、103及び105と近接した時期に同一の会社が落札しているが、福山市において同時に入札できる件数や落札できる件数などに制限はあるのか。</p>
A 1	<p>本工事は芦田町福田で、ほ場地（田んぼ）に盛土をして、道路を新設する工事である。</p> <p>ほ場地では一般的に地下水が高く軟弱地盤であることが多く、整備後の沈下を防ぐため、基礎地盤をセメントで固く改良する地盤改良工や、重機で固く締める事ができる良質な土に置き換える置換工、又は基礎地盤への荷重を減らすために盛土で使用する材料を通常の土から軽量な発泡材などに変更する軽量盛土工などの整備場所によって採用する工法を判断することを要する難易度の高い工事である。</p> <p>また、当該改良工事の道路幅員は7.5mで、延長は208.5mと規模の大きな規格の道路であることから、より一層の安全対策・管理が必要となる。これらのことから、一定の技術力を求めるため、総合評価方式特別簡易型による入札を選択したもの。</p> <p>受注機会の拡大等を目的として、落札制限を設けている。例えば、同一の建築物で、冷暖房設備工事と給排水設備工事を同時期に分割して発注する場合、1つの工事の落札者はもう一方の工事の落札者になれない。また、設計金額が4,500万円以上の同種工事において、同一年度における受注件数を1業者3件までとしている。</p> <p>本件はいずれの場合にも該当しないため、落札制限を設定していない。</p>
Q 2	同一年度における受注件数を1業者3件までとしているということであるが、応札に制限はないということですか。
A 2	そのとおり。4件目以降は、無効となる。
Q 3	選定方式（総合評価方式）は、誰がどう決めるのか。

A 3	工事担当課が、案件毎に工事の規模・難易度等を踏まえ判断し、最終的に、福山市建設工事等競争入札参加者資格審査会で決定している。
Q 4	上記審査会で総合評価方式から最低価格落札方式へ変更されることはあるか。
A 4	変更されることはある。
Q 5	総合評価方式は、全て上記審査会での審議の対象となるか。
A 5	全て対象となる。

抽出案件② 福山市立誠之中学校南棟校舎外壁塗装改修工事

Q 6	<p>① 公立学校の外壁塗装工事について、本工事のみが入札者が一桁となっている。実際、番号 156 は同じ新涯町で予定価格も近いにも関わらず、29社の入札がある。本件のみが入札者が少なかった理由としてどのようなものが考えられるか。</p>
A 6	<p>本工事は、福山市立誠之中学校南棟校舎の長寿命化のために実施した外壁の改修工事であり、工事内容は外壁の劣化部分の修繕と塗装の改修を行ったものである。</p> <p>本年度は 16 校の改修工事を発注したが、これらは工事内容から「外壁改修工事」と「外壁塗装改修工事」の 2 種類に分け、入札参加資格要件を外壁改修工事は建築一式工事、外壁塗装改修工事は塗装工事の認定を受けているものそれぞれ経営事項審査における年間平均完成工事高を予定価格以上であることとした。</p> <p>本件の番号 155 誠之中学校南棟校舎外壁塗装改修工事の入札参加資格は塗装工事、番号 156 福山市立新涯小学校南棟校舎外壁改修工事の入札参加資格は建築一式工事である。</p> <p>認定を受けている業者数は、建築一式工事は 294 者、塗装工事は 164 者と塗装工事の認定を受けている業者の方が少ないため、全般的に外壁塗装工事の入札者の方が少ない傾向となっている。</p> <p>さらに、本工事は予定価格が 65,954,000 円と外壁塗装改修工事の中で最も高く、この額の年間平均完成工事高の要件を満たす業者は 8 者であった。</p> <p>以上のことが、本工事のみ入札者が一桁と他の案件と比べ少なくなった一因と考えている。</p>
Q 7	要件を満たす業者が 8 社で、入札参加者が 9 社というはどういう状況か。

A 7	<p>経営事項審査の完工工事高の数値を入札参加の要件としており、入札参加申請時に提出のあったものから事前に8社と想定していた。この経営事項審査は、毎年受けられるものであり、入札参加申請時のものより最新のものがより高い完工工事高であった可能性がある。</p> <p>なお、9社全てが入札参加資格要件を満たしているかを審査したわけではない。</p>
Q 8	<p>「外壁塗装改修工事」と「外壁改修工事」の違いは。</p>
A 8	<p>外壁の劣化改修と塗装改修を行う工事を「外壁塗装改修工事」とし、左記に加え、屋上の防水工事や建具の改修を同時に行う工事を「外壁改修工事」としている。</p>

抽出案件③ 急傾斜地崩壊対策工事（引野町地区）

Q 9	<p>① 隨意契約とした具体的な理由。また、一体的な施工により搬入搬出ルートが確保されるとあるが、一体的な施工でなければそれが確保できない理由は。</p> <p>② 契約相手が「広島県発注工事の受注者」とあるが、この受注は競争入札によるものか随意契約によるものか。仮に競争入札によるものとした場合、入札の時点で法面10メートル以下の部分は福山市と随意契約で受注することとなることを知っていたか否か。</p>
A 9	<p>当該工事について、当初は、県と市で別の搬入搬出ルートを使用する予定として、それぞれが競争入札を実施することとしていたが、県発注工事の受注者が決定した時点で、県が使用予定であった搬入搬出ルートが、地域からの反対により使用できない事態となった。そのため、県の工事箇所を施工するためには、市の工事箇所を搬入搬出ルートとして使用するほかに方法がなくなった。市が単独で市の工事箇所を施工すると県と市相互に工程の調整が必要となり、工期の延長や警備・誘導員の追加配置などを行うことは周辺地域に対して負担をかけるとともに工事費が高くなる。</p> <p>そのため、県と市の工事を一体的に実施することにより、効率的な重機作業や警備・誘導員の配置による経費削減を図りながら円滑な工事を施工するため、発注方法を随意契約に変更することとした。</p> <p>県の発注は、競争入札によるものである。県の入札時には、市と随意契約する予定はなかった。</p>
Q 10	<p>工事にあたって、事前に地域住民の同意は得ていなかったのか。</p>

A 1 0	地域の要望に基づいて実施している工事であり、事前の調整をした上で、搬入搬出ルートの準備をしていた。しかし、結果的に同意が得られない部分があったということ。
Q 1 1	県と市で施工を分けることは、一般的なのか。
A 1 1	一般的である。法面 10 メートル以上の部分は、国の補助を受けて県が施工し、10 メートル以下の部分は、県の補助を受けて市が施工している。

抽出案件④ 配水管布設工事（工水配改 7-2）【総合評価方式】

Q 1 2	<p>① 総合評価方式とした理由</p> <p>② 落札者が 1 社であり 100% となっているが、もともと入札可能業者として何社程度を見込んでいたか。</p>
A 1 2	<p>本工事は箕沖町の工業団地へ配水する工業用水道管の老朽化に伴う更新工事である。</p> <p>更新する工業用水道管の管径は 800 mm と大口径管であり、開削部は地下水位が高く軟弱地盤であることから、土砂の崩壊を防ぐため、土留工の設置も必要となり規模が大きく難易度が高い工事である。また、施工場所は工業団地への主要道路であり、大型車両の交通量が多く、より一層の安全対策・管理が必要となるため、総合評価方式特別簡易型による特定建設工事共同企業体での入札とした。</p> <p>代表構成員として施工実績のある入札参加資格を有する者は、12 社程度見込んでいた。</p>
Q 1 3	1 工区と 2 工区に分ける理由は。
A 1 3	計画的に事業計画として実施しているものであり、市の道路工事も実施しているため、それに伴って区分けを行っている。
Q 1 4	規模が大きく難易度が高い工事であっても、12 社可能と見込んでいた理由は。
A 1 4	施工実績を求めており、2010 年度（平成 22 年度）以降に口径 700 mm 以上の鋼管の布設工事の実績がある業者が、12 社いたため。

抽出案件⑤ 大山ポンプ場N o. 1 ポンプ設備軸継手修繕工事

Q 1 5	<p>① 隨意契約とした具体的な理由 ② 落札率 6 4. 7 %となっており、この金額に至った理由。また、当該金額で工事の質が確保できると考えた理由。</p>
A 1 5	<p>本工事は、雨水を排水するための施設である大山ポンプ場のN o. 1 排水ポンプにおいて、原動機の回転駆動を減速機へ伝える軸継手部分に緩み等が発生したことで運転不能となり、雨水排水に支障をきたしていたことから、早期に当該劣化部品を交換するため緊急的に修繕工事を行ったものである。</p> <p>施工に当たっては、当該ポンプ設備を分解・整備する必要があり、施設を稼働させながらの工事となることから、運転管理を含めた施設全体の状況や個々の設備に精通している者に施工させる必要がある。</p> <p>当該業者は、対象のポンプ設備の製作及び設置業者であり、また、保守点検業者でもあることから、機器の特性や緊急時の対応を含めた知識と技術力を有し、迅速かつ的確な施工が可能であるため随意契約したもの。</p> <p>6 4. 7 %の落札率については、企業努力や材料費等の経費削減など総合的に判断した結果と考える。また、工事の質の確保については、部材製作加工図や据付調整工程、試運転の内容を事前に確認の上、承諾することとしており、工事完了時においても履行の確認を行うことで品質は確保できると考えた。</p> <p>なお、本工事の検査は既に終わっており、工事が適正に履行されていることを確認している。</p>
Q 1 6	予定価格は公表しているか。
A 1 6	公表していない。
Q 1 7	業者は、複数から選定したのか。
A 1 7	複数の業者から選定したわけではない。
Q 1 8	軸継手部分が故障することはよくあるのか。また、その場合、対象のポンプ設備の製作及び設置業者が修繕を行うことは一般的なのか。
A 1 8	<p>日常点検を行い出水期前に必要な部品交換は行っている中で、エンジンを動かしたところ、たまたま今回の事象が発生した。</p> <p>問題が起きれば、対象のポンプ設備の製作及び設置業者が修繕を行っている状</p>

	況である。
	以上

○まとめ

抽出案件について、委員会から付された意見はなかった。

(2) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

- ・ 指名除外措置運用状況について
2025年（令和7年）4月1日から2025年（令和7年）9月30日の間に指名除外措置をした2事案2者の状況について、建設政策課契約担当課長が報告した。

(3) その他

- ・ 次回委員会の開催時期について
2026年（令和8年）5月下旬の予定
- ・ 次回の審議で対象とする工事案件の抽出について
2025年（令和7年）10月から2026年（令和8年）3月までを対象とし、倉田委員が担当する。